

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書（案）
（道路関連）

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、横浜国道事務所所管施設等の災害時における早期情報収集及び応急対策（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、「業務」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、双方がその確保及び動員の方法を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条（協力要請）

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「業務」の協力を要請することが出来るものとする。また、「業務」を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

第3条（業務内容）

甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

①緊急点検（パトロール）

所管施設等に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

②応急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起を行うための案内板や標識等を設置する。

③道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスフ

ァルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤災害対策基本法第76条の6に基づく業務

⑥防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）及び甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。また、甲以外が主催する訓練に参加を要請する場合がある。

第4条（業務の実施区間）

「業務」の実施区間は、以下のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇号 〇〇～〇〇

第5条（建設資機材等の報告）

本協定締結時に、乙はあらかじめ「業務」の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、技術者、作業員（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により報告するものとする。

- 2 前項以降においても、乙は毎年度当初の4月に「建設資機材等」の数量等を把握し、書面により報告するものとする。また、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する「建設資機材等」について、1項、2項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

第6条（業務の出動要請）

甲は乙に対し第2条に基づき「業務」の出動要請をする場合は、書面または電話等の方法によるものとする。

- 2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
- 3 別に示す気象庁震度計（別紙）において震度5強以上の震度を観測した場合、又は気象庁による震度情報の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。
- 4 乙は出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

第7条（業務の指示等）

「業務」の直接の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

- 2 前条2項により出動した場合は、乙の判断により「業務」を実施し、出張所長へ報告するものとする。
- 3 前条3項により出動した場合は、第4条に定める区間の緊急点検（パトロール）を実

施し、被害の有無及び被害状況について出張所長に報告するものとする。

第8条（建設資機材等の提供）

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり、相互に「建設資機材等」を提供するものとする。

第9条（契約の締結）

甲は、第6条に基づき、乙に出動要請（第6条（業務の出動要請）2項及び3項含む）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第10条（業務の実施報告）

乙は「業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した「建設資機材等」の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

2 緊急点検（パトロール）については所定の日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて「業務」の途中段階で使用した「建設資機材等」の報告を求めることができるものとする。

第11条（業務の完了）

乙は、「業務」が完了したときは、直ちにその旨を出張所長に報告するものとする。

第12条（費用の請求）

乙は「業務」完了後（防災訓練を除く）、当該業務に要した費用（第8条による乙の「建設資機材等」を含む）の見積書を出出張所長経由で甲に提出するものとする。

第13条（費用の支払）

甲は、第12条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第9条に基づき、その費用を支払うものとする。

第14条（損害の負担）

「業務」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または「建設資機材等」に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

第15号（緊急通行車両）

本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

第16条（身分証明書の発行）

災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

第17条（有効期限）

この協定の期間は、平成27年7月1日から平成30年6月30日までとする。

第18条（協定の解約）

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

- 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第19条（その他）

災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容又は第4条で規定する以外の区間についても「業務」を実施できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

- この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でいう災害活動実績には認めないものとする。
- この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第20条（附則）

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所長 杉崎 光義 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別紙

出張所	気象庁震度計位置（平成26年4月1日現在）
神 奈 川	東京大田区 川崎市川崎区、幸区 横浜市鶴見区、西区、神奈川区、保土ヶ谷区、戸塚区
金沢国道	横浜市鶴見区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区 横須賀市
大 磯	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町
小 田 原	大磯町、二宮町、小田原市、箱根町
保土ヶ谷	東京都世田谷区、町田市 横浜市西区、保土ヶ谷区、旭区、緑区、瀬谷区、青葉区 都筑区 川崎市高津区、宮前区
厚 木	大和市、海老名市、座間市、厚木市、伊勢原市、秦野市 松田町、山北町